

■参加者募集のお知らせ

障害者虐待防止セミナー

今年度も障害者虐待防止の普及・啓発のため、以下の内容でセミナーを行います。

※今回は大里地域(深谷市・寄居町)の方にも参加を呼びかけています。

○対象市内在住の一般、障害者、障害者の介護等に関わる方
○日時平成27年12月2日(水) 午後2時～午後4時(受付午後1時30分～)

○場所深谷市男女共同参画推進センター(L フォルテ)

○内容障害者虐待の防止について地域で考える

○講師堀江まゆみ氏(白梅学園大学)

○定員約100名 ※手話通訳あり

○受講料無料

○申込みは、11月1日(火)から11月25日(水)までの間に電話またはFAXで、当センターまでお願いします。

ピアカウンセリング

当センターでは、毎月、障害当事者の方による相談会「ピアカウンセリング」を実施しています。同じ悩みや経験を持つピアカウンセラーが、対等な立場で相談者のお話を聞きし、悩みや不安の軽減や必要なアドバイスを行うものです。

場所は熊谷市立障害福祉会館(熊谷市宮町2-65)となります。お申込み・お問い合わせは当センターまでお願いいたします。



視覚障害者対象

○毎月第1土曜日 午前10時～午前11時30分
○ピアカウンセラー 岡田ひろみ氏

聴覚障害者対象

○毎月第2日曜日 午前9時～午前10時30分
○ピアカウンセラー 岩田恵子氏

肢体不自由者対象

○毎月第2金曜日 午後1時30分～午後3時
○ピアカウンセラー 高橋美香氏

熊谷市障害者相談支援センター

相談受付

9時～17時

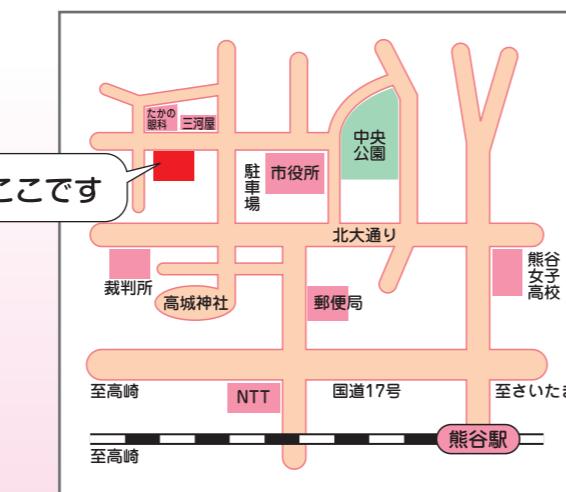
毎週火曜日・祝日・振替休日
年末年始(12月29日～1月3日)

〒360-0041 熊谷市宮町2-65
(熊谷市立障害福祉会館内2階)

所在地

電話

FAX



くま ガ ポ 通 信

発行元 熊谷市障害者相談支援センター

〒360-0041

熊谷市宮町2-65(熊谷市立障害福祉会館内2階)

電話 048-501-0439 FAX 048-578-4026

E-mail kuma-syougai-soudan@comet.ocn.ne.jp

URL http://kumagaya-soudan.jp/

■平成26年度を振り返って

平成26年度においては、市民の皆様をはじめ、関係機関のご支援、ご協力をいただき、ありがとうございました。

一年間の相談利用件数は、4149件と、多くの市民の方にご利用いただきました。

平成26年度も引き続き、「計画相談支援」の実施に伴うサービス等利用計画に関する相談が多く寄せられました。内容別では「福祉サービスの利用援助」が特に増える結果となりました。

■相談利用の件数 (期間: 平成26年4月1日～平成27年3月31日)

全体の相談件数	
新規	175件
継続	3974件
計	4149件

方法別の相談件数	
来所	380件
電話	2456件
訪問	1077件
メール・FAX	94件
支援会議	39件
その他	103件

障害別の相談件数

知的障害	3020件
肢体不自由	678件
視覚障害	234件
聴覚障害	12件
言語障害	4件
内部障害	2件
発達障害	5件
高次脳機能障害	4件
その他	190件

内容別の相談件数

福祉サービスの利用援助	1364件
社会資源を活用するための援助	250件
社会生活力を高めるための支援	1159件
権利擁護	26件
専門機関の紹介	63件
その他必要な支援	102件
連絡調整	1164件
虐待	21件

■最近の動向

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(略称「障害者差別解消法」)は、国連障害者権利条約の批准へ向けた国内法整備の一環として、改正障害基本法で障害者への差別禁止が定められたことを受け、その差別解消策を具体化するため、平成25年4月に制定されました。

内容としては、公的機関や民間事業者に対し、障害を理由とした不当な差別の取り扱いを禁じています。また、過重負担にならない限りは施設のバリアフリー化を進めることで、必要かつ合理的な配慮を求めるものとなっています。この必要かつ合理的な配慮については、公的機関では法的義務、民間事業者では努力義務となっています。

マイナンバー制度

平成27年10月から、日本国内の全住民一人ひとりに異なる12桁の番号が通知されます。このマイナンバー制度は主に以下にある行政関係の手続きで必要となるものです。

- 社会保障
→年金、医療、介護、生活保護、児童手当など
- 税務関係
→税務署などに提出する書類への記載など
- 災害対策
→被災者生活再建支援金の支給など

マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。そのことにより、年金や福祉などの申請時に用意しなければならない書類が減るなど、行政事務が効率化されると言われています。

マイナンバー制度実施の流れ

平成27年10月以降
住民票の住所に通知
→住民票を有する方に12桁のマイナンバー(個人番号)をお知らせする通知カードが郵送されます。



平成28年1月
マイナンバーの利用開始
→上記のような手続きで、マイナンバーの利用が開始されます。申請者への個人番号カードの交付も始まります。



■障害児支援に関する情報のご紹介

放課後等デイサービスとは

放課後等デイサービスは、平成24年、児童福祉法の一部改正により創設されました。同法の規定では、「学校に就学している障害児に、授業の終了後または休日に、せいかつうのうりょくこうじょうひつようくんれんしゃかいこうりゅう生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与するもの」とされています。

放課後や休日の過ごし方は、家庭や学校での暮らしに続いて、子どもの育成にとても重要であると言われています。また、放課後等デイサービスの対象の学年期は、心身の変化の大きい小学校から高校までと、たいへん幅広い年代となっています。したがって、放課

放課後等デイサービスの利用例(平日)

15:00	授業終了
15:30	送迎車が学校に迎えに行く
~17:30	デイサービスでの活動時間 (学習、運動、遊びなど)
18:00	送迎車で自宅まで送る 帰宅

熊谷市の現状は

熊谷市内においても、年々、放課後等デイサービスを実施する事業所が増えています。現在、下記にあるように、計8箇所の事業所でそれぞれ特色のあるサービスが提供されています。

なお、利用定員や実施地域、送迎の方法など、事業内容については各事業所で異なりますので、詳細は各事業所までお問い合わせください。

後等デイサービスの実施にあたっては、子どもの発達支援の理解や、適切な活動(学習、スポーツ、創作、遊び、交流など)の提供が必要となります。また、今年4月、厚生労働省から「放課後等デイサービスガイドライン」が示されました。放課後等デイサービスの基本的な役割を、①子どもの最善の利益の保証、②共生社会の実現に向けた後方支援、③保護者支援としています。ここにるように、子ども本人への支援に加え、放課後児童クラブなどへの支援、保護者への相談対応、地域の学校や当センターのような関係機関との連携など、その専門性が、広く地域社会で活かされることにも期待が寄せられています。



熊谷市内の放課後等デイサービス事業所一覧

①	ふくし いりょう たいよう その 福祉医療センター太陽の園	くまがやし だ 熊谷市津田1855-1	☎0493-39-2851
②	しょうがいふくし 障害福祉サービスセンターほほ笑み	くまがやし の 熊谷市西野4-4	☎048-598-3953
③	じどう 児童デイサービスつぐむ	くまがやし こうなんちゅうおう 熊谷市江南中央1-7-2	☎048-577-5275
④	じどう 児童デイサービスひかり	くまがやし こしま 熊谷市小島527	☎048-598-3593
⑤	ほうかごどう 放課後等デイサービスくりのみ	くまがやし しもなら 熊谷市下奈良498-1	☎048-523-0189
⑥	えん 縁キッズ	くまがやし こえがわ 熊谷市小江川2210-11	☎048-501-6290
⑦	こうふ はじ キッズハウスさいこん	くまがやし ひはる 熊谷市通春1963-2	☎048-527-0145
⑧	ほうかごどう 放課後等デイサービスゆうらく	くまがやし みやまち 熊谷市宮町1-64	☎048-522-6633